

漁業燃油等高騰緊急対策事業補助金交付に係る取扱いについて

(趣旨)

第1条 この取扱は、高騰する燃油費用に対応するため、漁船の低燃費航行につながる船底塗装費用や必要な装備品の購入費用に加え、製氷経費の一部を補助し、本市漁業の安定的な経営を支援することを目的に、予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、ここに定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、別表1に定めるとおりとする。

(補助対象事業の内容および実施基準)

第3条 補助対象事業の内容および実施基準は、別表2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助事業者は、市長が定める期日までに別表3に定めるところにより補助金等交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てるものとする。

(交付の決定および額の確定)

第5条 市長は、補助金の交付決定および額の確定をしたときは、補助事業者に漁業燃油等高騰緊急対策事業補助金交付決定兼確定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(適正な執行のための措置)

第6条 市長は、補助事業者がその責めに帰すべき理由により、規則またはこの要綱に違反したときは、交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができるものとする。

(その他)

第7条 ここに定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市長が別に定める。

別表 1-1

| | |
|-------|--|
| 種目 | 船底塗装経費、燃料改善に資する装備品の購入支援 |
| 補助事業者 | <p>次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 申請日において、市内の漁業協同組合に所属する正組合員であって、漁船の所有権又は使用权を有し、市内に在住する者。</p> <p>なおここでいう漁船とは、漁業の用に供される船舶のうち、以下ア～ウすべてを満たすものをいう。</p> <p>ア 稼働に燃油を消費する原動機を搭載しているもの</p> <p>イ 漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に規定する新潟県知事の備える漁船原簿への登録を要するものについては、補助対象期間内にその登録がされているもの</p> <p>ウ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条に規定する船舶検査を要するものについては、当該船舶検査証書の有効期間が補助対象期間内にあるもの</p> <p>2 令和3年度までの市税を完納していること。</p> <p>3 今後も市内で漁業を継続する意思があること。</p> <p>4 新潟市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号にそれぞれ規定する暴力団若しくは暴力団員又はその関係者でないこと。</p> |

別表 1-2

| | |
|-------|--------------|
| 種目 | 製氷事業に係る経費の支援 |
| 補助事業者 | 新潟漁業協同組合 |

別表 2-1

| | | |
|------------|---|-------------------------------|
| 種目 | 船底塗装経費、燃費改善に資する装備品の購入支援 | |
| 補助対象期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで | |
| 補助対象経費 | 漁船の低燃費航行につながる船底塗装費用（上下架代を含む） | 燃費改善に資する装備品の購入費用 |
| 補助金額および限度額 | 対象経費の1/2以内 ガソリン使用船については1漁船につき補助上限額2万5千円 重軽油使用船については1漁船につき補助上限額5万円 | 対象経費の1/2以内 1漁船につき補助上限額10万円 |

別表 2-2

| | |
|--------|--|
| 種目 | 製氷事業に係る経費の支援 |
| 補助対象経費 | 新潟市内漁業者への販売分にかかる製氷経費のうち電気料高騰分（過去3年間の年間平均額と補助対象期間の電気代の差額） |
| 補助対象期間 | 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで （上記期間内の請求分に限る） |
| 補助金額 | 対象経費の1/2以内 |

別表 3 - 1

| | |
|------|--|
| 種目 | 船底塗装経費、燃費改善に資する装備品の購入支援 |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号） ・ 申請者が補助対象期間内に塗装または装備品を購入したことが確認できる領収書その他の文書 ・ 誓約書（様式第 3 号） ・ その他市長が必要と認める書類 |
| 提出先 | 新潟漁業協同組合を經由し、農村整備・水産振興課に提出 |
| 提出期限 | 令和 5 年 3 月 3 1 日 |

別表 3 - 2

| | |
|------|---|
| 種目 | 製氷事業に係る経費の支援 |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号） ・ 補助対象期間の電気代の請求書もしくは証明書の写し ・ 過去 3 年分の電気代の平均額がわかる書類の写し ・ 新潟県全体売上に対する新潟市分の売上がわかる書類 ・ 誓約書（様式第 4 号） ・ 納税証明書 ・ その他市長が必要と認める書類 |
| 提出先 | 農村整備・水産振興課に提出 |
| 提出期限 | 令和 5 年 3 月 3 1 日 |